

強行的適用法規としての営業秘密関連法規

横溝 大(名古屋大学・抵触法〔国際私法〕)

一 はじめに

- ・ 国境を越えた営業秘密侵害を巡る法適用関係については、これまで不法行為と性質決定され(法の適用に関する通則法〔以下、「通則法」とする〕17 条)、準拠法である結果発生地法は何れの法かという観点から議論されて来た。
- ・ だが、営業秘密の保護が、単に私的利益の保護という側面を超え、国家の経済政策に関する重大な関心事項となっている現在、どの法が適用されても国家的関心事項には影響がないことを前提に、関連する複数の法の中から一つを選択・適用するという準拠法選択の手法を用い続けることには疑問がある。
- ・ 寧ろ、国家の経済政策の実現という観点から、営業秘密に関する法規を強行的適用法規として位置付け、その国際的適用範囲を明確化して行くべきなのではないか。
- ・ 以下、先ず、強行的適用法規について(二)、次に、営業秘密関連法規を強行的適用法規と看做すことの意義や問題点について(三)、順に論じ、最後に、その他の問題について触れる(四)。

二 強行的適用法規について

- ・ 強行的適用法規：準拠法がどの法秩序の法になるとしても、法廷地と対象行為・事実との間に一定の密接関連性があれば通常常に適用される法規。
- ・ 「絶対的強行法規」「涉外実質法」「介入規範」等、様々な呼称があるが、本報告では「強行的適用法規」という用語を用いる(英語では、“overriding mandatory rules”)。
- ・ 背景：私人間法律関係に関する国家的介入の増大(経済法、労働法等)。→準拠法選択の基本的発想(私法領域に関する国家的関心の薄さを前提。どの法秩序の法を適用しても、原則的には国家的利益に影響を及ぼさない)との齟齬。自国法規の適用を貫徹する要請。
- ・ 例：排他的供給契約の準拠法が仮令外国であったとしても、我が国において競争制限がなされていれば、我が国の独占禁止法 3 条等を適用する必要。
- ・ 現在では、ある事実・行為が法廷地の強行的適用法規の適用範囲内に含まれるのであれば、準拠法如何に拘らず当該法規が適用されることに異論はない。
- ・ 何が強行的適用法規に該当するか：個別法規毎に判断。当該法規の趣旨・目的に示される強行性・公権力性。規定の国際的適用範囲が明確に規定されていることや、罰則による担保も判断材料。例：独占禁止法¹。

¹ 東京地判平成 19 年 8 月 28 日判時 1991 号 89 頁(「当事者間に本件準拠法合意が存在するが、独占禁止法は強行法規であるから、準拠法の合意にかかわらず、本件に適用される」)。また、

- ・ 国際的適用範囲：一般的には、矢張り個別法規の趣旨・目的によるとされる。但し、私見では、趣旨・目的という必要性の観点だけでは不十分。強行的適用法規の適用は、私人間法律関係に対する公権力の介入。→事案の具体的判断が恣意的なものにならず、当該法規を適用される当事者の予測可能性を確保するため、事案と日本との一定以上の密接関連性を要求すべき。

三 強行的適用法規としての営業秘密関連法規

(1) 意義

- ・ 注目すべきなのは、営業秘密侵害に関する罰則の強化：2003 年の刑罰規定導入、その後の強化。→営業秘密の保護に関する国家的関心の高まりの表れ。
- ・ このような状況においては、不正競争防止法 2 条 1 項 4－10 号を強行的適用法規と看做し、準拠法如何に拘らずその適用を考えるべきではないか（私見）。
- ・ その国際的適用範囲については、刑事規定に倣って判断すべき。但し、事案と日本との密接関連性が低く当該規定の適用に関し当事者の予測可能性が認められない場合には、例外的にその適用は否定されるべき。
- ・ このように考えることにより、これらの法規に体现される国家政策が、私人の予測可能性を最低限保障しつつ民事訴訟においても実現されることになる。
- ・ 尚、対象行為が我が国の営業秘密関連法規の適用範囲に含まれない場合には、通常の準拠法選択により準拠法が判断されることになる²。
- ・ 立法化との関係：（通則法に営業秘密に関する特則を置くのではなく、）不正競争防止法において、関連法規の国際的適用範囲に関し明文規定を置くのが適切。→強行的適用法規であることの明確化に資する。

(2) 課題－外国の営業秘密関連法規が強行的適用法規である場合の取扱い

- ・ 以下の通り、多くの点において学説は対立しており、実務上の処理は不透明。
- ・ 適用か考慮か。
 - 適用：一定の要件（国際管轄、関係当事者に関する手続保障、公序）の下に外国の強行的適用法規を直接適用（私見）。
 - 考慮：不法行為準拠法における違法性要件の判断において、当該法規に違反しているという事実を考慮。
- ・ 東京高判平成 12 年 2 月 9 日判時 1749 号 157 頁：運送契約に基づくイラン製絨毯の米国内

不法行為の準拠法を別に判断しながらも、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号に基づく請求については同規定を直接適用したという点で、同規定を強行的適用法規と位置付けたものと看做すことが出来る事例として、大阪地判平成 16 年 11 月 9 日判時 1897 号 103 頁。

² その際、不法行為の準拠法として仮に日本法が選択されても、既に当該関連法規の適用はないのであるから、不法行為に関する一般法が適用されることとなる。

への持込みが契約準拠法ではない米国のイラン取引規制に違反するという事情の事実的影響を、契約準拠法である日本法の公序判断において考慮。

- ・ 東京地判平成 30 年 3 月 26 日(2018WLJPCA03268007[平 28(ワ)19581 号]):契約準拠法
国でも法廷地でもない第三国であるアルゼンチンの強行的適用法規(「絶対的強行法規」)の
適用・考慮を共に否定³。
- ・ また、外国の強行的適用法規を適用すべきとする見解では、内外の強行的適用法規が共に
適用される場合の処理。→何れがより密接に関連するかにより優先劣後を判断すべき(私
見)。
- ・ さらに、外国の強行的適用法規に直接基づいた請求を我が国で認めるべきかどうか。→日本
の裁判所が外国の国家政策の実現に貢献することに⁴。

四 その他の問題－国際裁判管轄との関係

- ・ 営業秘密関連法規を強行的適用法規と看做した場合には、営業秘密侵害によるこれらの規
定に基づく差止請求については、不法行為地＋特段の事情という従来の判断枠組は必ずし
も馴染まない。当該法規が適用されることが適切な場合に限り、またその場合には殆ど常に
国際裁判管轄を認めるべきではないか(私見)⁵。

【参考文献】(下記拙稿及びそこに挙げられた文献参照)

- ・ 拙稿「国境を越える営業秘密侵害に関する抵触法的考察」知的財産法政策学研究 60 号(2021 年)51 頁
- ・ 拙稿「国際私法の範囲」櫻田嘉章＝道垣内正人編『注釈国際私法 第 1 巻』(有斐閣・2011 年)26 頁、とりわ
け 34 頁以下
- ・ 拙稿「抵触法における不正競争行為の取扱いーサンゴ砂事件判決を契機として」知的財産法政策学研究 12
号(2006 年)185 頁

³ 批判として、加藤紫帆[判批]ジュリ 1540 号(2020 年)111 頁。

⁴ その他、準拠法選択において指定された法秩序の強行的適用法規を適用すべきかどうかとい
う点についても、学説は対立している。

⁵ 特許法 100 条との関係で、拙稿[判批]ジュリ 1417 号(2011 年)172 頁。